

様式第12の2（第24条、第29条の2、第29条の3、第29条の6、第29条の7及び第29条の8関係）

CORRECTION

To : Commissioner of the Patent Office

1 Identification of the International Application

2 Applicant (Common Representative)

Name : Signature _____

Address :

Country of nationality :

Country of residence :

3 Agent

Name : Signature _____

Address :

4 Date of Invitation

5 Item to be Corrected

6 Subject Matter of Correction

7 List of Attached Documents

[備考]

- 1 「Item to be Corrected」の欄には「Box No. II APPLICANT of the Request」のように補完をする書類名と補完をする箇所を記載する。また、第29条の2第1項の規定による命令に基づき又は第29条の3の規定により明細書等の引用補充をするときは「DESCRIPTION and CLAIMS」のように補充する書類名を記載する。第29条の6第1項の規定による命令に基づき又は第29条の7の規定により欠落部分の補充又は適当な明細書等の補充をするときは「Claim 3 of the CLAIMS」のように補充する書類名及び箇所を記載する。
- 2 「Subject Matter of Correction」の欄には、補完事項を明確に記載する。第29条の2第1項の規定による命令に基づき及び第29条の3の規定により明細書等の引用補充をするときはこの欄は設けるには及ばない。第29条の8第1項の規定により欠落部分が記載されている箇所の記載をするときは「Subject Matter of Correction」の欄を「Indication as to where the missing part is contained in the earlier application」とし、優先権の主張の基礎となる出願において当該欠落部分が記載されている箇所の説明を記載する。同項の規定により適当な明細書等が記載されている箇所の記載をするときは「Subject Matter of Correction」の欄を「Indication as to where the correct part is contained in the earlier application」とし、優先権の主張の基礎となる出願において当該適当な明細書等が記載されている箇所の説明を記載する。
- 3 第50条の3第1項に規定する所定の配列表を記録した磁気ディスクを添付して提出するとき又は同条第10項の規定により所定の配列表を提出するときは「Subject Matter of Correction」の欄に「As per the attached」のように記載するとともに、補完又は補充事項を指摘する。
- 4 補完事項を別紙を用いて表示するときは、「Subject Matter of Correction」の欄には「As per the attached sheets」と記載し、補完事項を記載した用紙を別紙として添付する。
- 5 その他は、様式第1の備考1から5まで、9、13、14、20及び21、様式第1の2の備考1から5まで、7及び8、様式第2の3の備考1、様式第2の4の備考2及び3、様式第11の7の備考3並びに様式第12の備考4及び7と同様とする。